

倉敷商工会議所「くらし・きらり共済」独自の給付制度規約

第 1 条 (目 的)

本制度は、倉敷商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する生命共済制度「くらし・きらり共済」の一部をなすものである。

第 2 条 (対 象 者)

本規約は、当所が運営する共済制度「くらし・きらり共済」のうち、当所が独自に給付を行う独自の給付制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「くらし・きらり共済」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

第 3 条 (給 付 内 容)

本制度の給付は、入院見舞金、健康診断受診料の補助（受診時の値引きによる補助を含む）及び熱中症対策費用の補助とし、その内容は別表 1 に定めるとおりとする。なお、給付回数の限度は、入院見舞金及び健康診断受診料の補助は毎年度 1 回、熱中症対策費用の補助は三箇年度に 1 回とする。

第 4 条 (脱 退)

次のいずれかに該当した場合、対象者は掛金が払い込まれている月の末日をもって生命共済制度「くらし・きらり共済」から脱退するものとする。「くらし・きらり共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当所を退会したとき
- ② 会員事業所が共済制度「くらし・きらり共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

第 5 条 (給付手続き)

対象者は、入院見舞金及び熱中症対策費用の補助の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当所に通知し、（熱中症対策費用の補助については、購入前の事前相談を行った上で）別表 2 に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（入院開始日、購入日）より 2 年を経過した後の請求については支給しない。

第 6 条 (付 則)

1. この規約は、令和 8 年 6 月 1 日より実施する。
2. 本規約における年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
3. 本規約における加入期間（「加入後 1 年以上」または「半年を経過」等）の算定にあたっては、旧制度からの更新による継続加入者は、旧制度の加入期間を通算するものとする。

別表1 入院見舞金及び熱中症対策費用の補助給付内容

<給付する場合>

●入院見舞金

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

対象者が加入後1年以上で疾病または不慮の事故により連続して5日以上入院した場合に、対象者1名が加入する口数に応じて入院見舞金として支給する。

※給付は毎年度1回を限度とする。

●健康診断受診料の補助

加入して半年を経過した対象者が当所の実施する健康診断を受診する際、受診料(会員料金)から以下の金額を値引きする。

【補助額】 一律5,000円

【特定年齢加算】 当該年度に40歳および60歳を迎える対象者は、上限10,000円を値引きする。

【上限規定】 いずれの場合も、補助額が実際の受診料(税込)を上回ることはなく、受診料を上限として補助を行うものとする。

【優待規定】 健康経営優良法人認定、健康企業宣言事業所についてはさらに値引きを行う場合がある。

●熱中症対策費用の補助

1口	2口	3口	4口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

加入して半年を経過した対象者が購入する熱中症対策費用のうち、対象者1名が加入する口数に応じた補助額を上限に購入金額(税込)の2分の1を補助する。ただし、当所会員事業所で購入した場合は、上限額の範囲内で全額を補助する。

※補助は三箇年度に1回を限度とする。なお、補助を受けた年度を1回目とし、その後2箇年度は申請できないものとする。

補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外とする。

①装 備 品 (空調服、冷却ベスト、ネッククーラーなど)

②消 耗 品 (経口補水液、塩分チャージタブレット、冷却シートなど)

③設備・機器 (黒球付熱中症計、現場用スポットクーラーなど)

※【重要】購入前に倉敷商工会議所(共済担当)への事前相談が必須となります。

※事前相談がない購入、および「装備品・消耗品・設備機器」の複数ジャンルにわたる申請、複数店舗での購入分を合算しての申請は認めない。

<給付できない場合>

●入院見舞金

- ・本制度の主契約である定期保険から入院に関する給付金が支払われる場合
- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・請求当月分の掛金が入金されないとき
- ・正常出産による入院の場合
- ・領収書等の宛名が対象者本人名でない場合

●健康診断受診料の補助

- ・当所（倉敷商工会議所）が実施する健康診断以外の受診された場合
- ・実際の受診料が補助額を下回る場合における差額金額の支払いは行わない

●熱中症対策費用の補助

- ・事前相談がなかった場合
- ・補助対象外のものを購入した場合
- ・オークション、フリマアプリ等、個人間売買により購入した場合
- ・領収書等の宛名が、会員事業所名または対象者本人名でない場合

別表2 入院見舞金、健康診断受診料の補助及び熱中症対策費用の補助給付請求書類

請求事由	必要書類
入院見舞金	入院先病院が発行した「病名」、「入院期間」等の確認が出来る書類 ・診断書または退院証明書または領収書（コピー可）
健康診断受診料の補助	当所が実施する健康診断申し込み時の申告にて適用
熱中症対策費用の補助	購入先、内容（品名・型番等）、金額、購入日が確認できる書類 ・領収書または振込明細と購入明細（納品書等）のセット（コピー可）

請求にあたっては、専用の請求申込フォームにて行い、上記の必要書類を添付のうえ申請する。

※入院見舞金等は、原則として会員事業所が登録する掛金引落口座に振り込むものとする。